るため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第五十九号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十一号、第四十六号から第四十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十五号、第五十七号、第五十八号、第六十号、第六十八号、第六十九号、第七十一号及び第七十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

るため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第五十九号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十一号、第四十六号から第四十八号まで、第五十号、第五十一号、第五十五号、第五十七号、第五十八号、第六十号、第六十八号、第六十九号、第七十一号及び第七十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。